平成２５年（フ）第１４２３号
福岡市中央区長浜２丁目３番35―402号
破産者　株式会社海祥
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２３号
福岡市南区向新町２丁目４番７号
破産者　有限会社ユータツクス
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３号
福岡市博多区那珂１丁目37番26号
破産者　有限会社川上美装
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２３号
福岡市中央区舞鶴１丁目１番３号
破産者　株式会社ＳＵＮ　ＷＩＳＥ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６３号
福岡市中央区警固２丁目２番23―504号
破産者　リプル株式会社
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２５号
福岡市東区千早５丁目14番30号
破産者　有限会社元気っ子ハウス
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８４号
札幌市厚別区厚別南２丁目27番７号
破産者　斎藤設備工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４５号
栃木県下野市石橋602番地
破産者　有限会社くれよん
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５号
栃木県栃木市都賀町原宿76番地２
破産者　毛塚農園こと　毛塚　良文
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８２号
栃木県小山市大字大行寺257番地
破産者　松尾　敏行
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２８号
栃木県鹿沼市千渡1007番地１　アレストカネコ２―101号、前住所栃木県鹿沼市下武子町76番地22
破産者　池田　敏久
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１０号
栃木県矢板市木幡676番地２
破産者　有限会社鈴木商店
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目1103番地３　コーポエイチアイＢ―102
破産者　鈴木　　修
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１２号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目1103番地３　コーポエイチアイＢ―102
破産者　鈴木小夜子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０２号
埼玉県草加市八幡町1107番地15
破産者　有限会社ウラノスチール
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町110番地21
破産者　有限会社安藤電工
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目15番地13
破産者　株式会社トータル・ビジネス・サポート
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
相模原市南区西大沼２丁目14番16号　コーポラス西１―201号、商業登記簿上の本店所在地相模原市南区西大沼２丁目20番５号　フラワーベールマンション104号
破産者　有限会社インテリア・タック
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６号
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原15番１
破産者　株式会社岡建
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
岡山市南区浜野２丁目５番10号
破産者　株式会社コノア
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
岡山市中区中井395番地５、旧住所岡山市中区湯迫155番地13
破産者　青木　耕喜
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部